

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

## 三重厚生年金 事案 1065 (事案 74 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 (現在は、B 社) における資格取得日に係る記録を昭和 40 年 9 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 42 年 3 月 26 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 1 日から 37 年 9 月 15 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、申立期間①については C 社 D 工場、申立期間②については A 社で確かに勤務していたので、新たな資料は無いが、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、「申立人の勤務形態は期間工・季節工であると思われ、当該期間については厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があったこと、また、申立期間②に係る申立てについては、当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について新たな事情は無いが、事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当委員会において再調査したところ、申立期間②のうち、昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 26 日までの期間

については、B社から提出された在籍証明書、A社における当時の事務担当者が「当時の人事関係資料等は残っていないが、申立人は2年くらい勤務していた。」と供述していること、及び申立人の具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事務担当者は「当時、従業員はすべて社会保険に加入させていた。」と供述している上、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚については、ほぼ全員に厚生年金保険被保険者期間としての記録が存在することから判断すると、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の供述及び在籍証明書から、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和40年9月1日とし、雇用保険の加入記録から、資格喪失日は、42年3月26日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同様の業務に従事していたとする同僚の当該期間に係る標準報酬月額の記録から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に他界しており不明であるが、申立期間②における被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、C社D工場に在籍していた同僚に照会したところ、「厚生年金保険については、正社員は加入するが、臨時工は加入していなかったと思う。」との回答があった。

また、C社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年9月15日までの期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①、及び申立期間②のうち、昭和42年3月27日から43年5月1日までの期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1066

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和55年3月21日にA社に入社し、61年11月2日に同社C工場に転勤したが、平成6年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和62年9月1日にA社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1067

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年10月は14万2,000円、8年10月から9年7月までの期間は13万4,000円、同年8月は14万2,000円、同年9月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から同年11月1日まで  
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が、私の保管している給与明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額と異なっているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与明細表から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年10月は14万2,000円、8年10月から9年7月までの期間は13万4,000円、同年8月は14万2,000円、同年9月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、また、事業所が保管している被保険者標準報酬決定通知書の内容が社会保険事務所の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出がなされ、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月5日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年2月1日から同年6月1日まで  
② 昭和20年5月15日から同年8月5日まで

申立期間①について、再交付された年金手帳には、「はじめて被保険者になった日 昭和17年2月1日」と記載されているが、期間照会の回答では、A社での資格取得日が同年6月1日となっている。また、申立期間②について、同社での資格喪失日が20年5月15日となっているが、同年8月8日に軍へ入隊する直前の同年8月4日まで勤務していた。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年2月から応召により入隊する直前の20年8月4日までA社において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社への入社から退社するまでの間の勤務状況及び軍から応召を受けた際の状況などの説明は、具体性があり、同社の文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間②において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認で

きる。

ところで、オンライン記録では、申立人は、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、17年2月1日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲（20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実に則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間②に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月5日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落



の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間①については、厚生年金保険法（当時の名称は労働者年金保険法）が施行され、保険料の徴収が始まったのは昭和17年6月からであり、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除は無かったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1069

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月27日から同年8月10日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成10年7月31日に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍期間証明書、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年8月10日にA社B部から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 三重国民年金 事案 869

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から47年5月まで  
結婚後、夫が勤務先に婚姻に係る届出をした時に、国民年金への加入は任意だが加入した方がよいと言われ、任意加入した。夫の転勤で居住地は変わったが、その都度、居住地の役場、出張所等に毎月国民年金保険料の支払いに出向いていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその夫に聴取しても、加入手続を行った時期についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に任意加入により払い出されているが、申立期間についても申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が現在唯一所持している年金手帳においても、国民年金の被保険者となった日は47年6月26日と記載されており、オンライン記録と一致しているほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間において4市町に居住しているが、4市町共に、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、約7年と長期にわたり、かつ、複数の市町において、事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの期間及び6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から4年3月まで  
② 平成6年6月

20歳のころ、私は学生だったので、国民年金の加入手続は母親にしてもらい、それ以降、国民年金保険料は納期を過ぎてもきちんと支払ってきた。未納期間が5か月もあるとは信じられず、もう一度きちんと調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその母親は、申立期間①を含む申立人が学生であった期間の国民年金保険料について、在学中は申立人の母親が免除申請手続を行い、卒業後、申立人が遡<sup>そきゅう</sup>及して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年6月に払い出されており、オンライン記録によると、同年5月に免除申請が行われていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年5月ごろに行われたものとみられるが、その時点では、制度上、同年3月以前については遡<sup>そきゅう</sup>及して免除申請することはできず、申立期間①は未納期間となったものと推認される。このため、申立人は、卒業後の7年11月及び8年12月に、申請免除期間であった4年4月から5年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間の保険料をそれぞれ追納しているが、申立期間①は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるが、申立人は、申立期間②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②は、平成7年2月から同年7月までの期間と共に、8年11月14日に国民年金の加入期間として追加処理されたものであり、このことを前提にすると、追加処理が行われるまでは申立期間②は未加入期間であったと考えられる上、追加処理が行われた時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年7月まで

平成8年5月ごろ、就職した会社の人から、「あなたの国民年金保険料は未納ですよ。」と言われたため、母親と社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続をした。加入手続に行った時期は覚えていないが、36万円程度を3回ぐらいの分割にしてほしいと頼み、母親が振り込みで支払ったので、申立期間が未納のままであるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年8月23日に払い出されており、市の申立人に係る国民年金被保険者記録においても、6年4月から8年4月までの期間の加入記録について、その届出日として同年8月6日と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年8月ごろに行われたものと推認されるが、その時点では、申立期間のうち6年4月から同年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は、加入手続を行った8年8月の保険料を同年9月に納付しているが、その時点では、申立期間はすべて時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続後、納付書が送付されてきた分について国民年金保険料を遡及<sup>そきゅう</sup>して納付したとしているものの、納付書が送付された時期及び納付金額等についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、上記の状況や、申立期間直後の平成6年8月から8年4月までの保険料について過年度納付により納付済みであること等を勘案すると、申立人に納付書が

送付された時点で、申立期間はすべて時効が到来していたと考えても不自然ではなく、通常、時効が到来した期間について納付書が作成されることは考え難いほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 872

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 7 月まで

申立期間当時は、A 町（現在は、B 市）の実家を出て C 市で働いていたが、22 歳か 23 歳のころ、実家に戻った時に、父親から、私の国民年金保険料を支払っていると聞かされた。当時、私は厚生年金保険に加入していたので、重複して支払っていることを知り、社会保険事務所（当時）に出向き、その旨説明したが、取り合ってもらえなかったことを覚えている。申立期間について、私が社会保険事務所に出向いた時までは、父親が保険料を支払ってくれていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 8 月に B 市において払い出されているが、44 年 2 月に、A 町において申立人と同姓同名の者に対し別の記号番号が払い出されていることが確認でき、当該記号番号の前後の被保険者の生年月日等から判断して、当該記号番号は申立人に係る記号番号であると考えるのが妥当である。

しかしながら、最初に払い出された国民年金手帳記号番号に係る被保険者記録はオンライン記録に登載されていないことから、国民年金保険料の納付記録は確認できない上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、保険料納付等の状況が不明である。

また、仮に、申立人の父親が、最初に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料を納付していたと想定した場合、申立人の父親は、申立人と国民年金の加入について話をしたとする昭和 45 年又は 46 年の時点で保険料の納付を中断し、それまで納付していた保険料について還付を求める



ものと考えるのが自然であるところ、還付記録がある国民年金被保険者台帳（旧台帳）は、特殊台帳として保管された上でオンライン記録に登載されるが、前述のとおり、当該記号番号はオンライン記録に登載されておらず、旧台帳も保管されていない上、49年8月に、同じ市において新たに別の記号番号が払い出されていることなどを勘案すると、最初に払い出された記号番号は、保険料の納付及び還付共に行われないうまま、取り消されたと考えるのが妥当である。

さらに、申立人は、22歳か23歳のころに、A町に居住している申立人の父親から、国民年金保険料を納付している旨聞かされ、厚生年金保険と重複して国民年金に加入していることを知ったとしているが、戸籍の附票によると、申立人は、21歳である昭和44年7月15日にA町からC市に住民登録を移していることが確認でき、同年7月以降、A町において国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年5月1日まで  
② 昭和24年11月19日から26年2月22日まで

私が保管しているA省B局発行の乗船履歴には、昭和23年4月1日から27年1月30日まで事業主に雇用されていたことになっているが、申立期間に係る船員保険の加入記録が確認できないため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA省B局による乗船履歴及び申立人の供述から、申立人は申立期間①及び②において「C丸（船舶所有者はD）」に乗船し勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所名簿によると、Dは、昭和24年5月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、Dの船員保険被保険者名簿によると、同日に申立人及び同僚50人が船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該名簿により、申立人と同日に資格を取得している複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人の船員保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった上、船舶所有者は既に他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、Dの船員保険被保険者名簿における船舶名は、「E丸」と確認できるが、その中に申立人の名前は見当たらない上、申立人は「E丸」には乗船したことはないと供述している。

また、申立期間②に係る「C丸」の船員保険被保険者名簿は見当たらない上、申立人が同じ機関員として一緒に乗船したと記憶している同僚は、Dの船員保険被保険者名簿によると、昭和24年5月1日資格取得、同年11月19日資格喪失、26年2月22日資格取得となっており、申立人と同様の被保険者記録となっている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1071 (事案 643 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 12 月 20 日まで  
前回の申立てについては、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、何人かの同僚の氏名を思い出したので、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、申立期間を昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 1 月 1 日までの期間について申し立てしているところ、i) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当該事業所が保管している厚生年金保険の関係資料を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらなかった。」との回答があったこと、ii) 申立人が記憶している同僚のうち、3人については同事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会を試みたものの、連絡先は不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつたこと、iii) 社会保険事務所(当時)が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 40 年 12 月 1 日資格取得、平成 10 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間を変更し、何人かの同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から提示があつ

た同僚のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和34年1月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち、同年1月2日から同年12月20日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月ごろから 25 年 10 月ごろまで  
昭和 21 年 3 月ごろから 25 年 10 月ごろ、自営業を始めるまでA丸に乗船していた。しかし、船員保険の加入記録が無い。申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A丸における同僚3人の供述から、乗船時期は特定できないものの、申立人が同船に乗船し勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚に照会したところ、申立人の勤務期間及び船員保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、事業所払出簿によると、A丸は昭和 23 年 10 月 1 日に船員保険の適用事業所となり、24 年 10 月 20 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなった後、25 年 1 月 1 日に再度船員保険の適用事業所になっており、申立期間のうち 23 年 9 月 30 日以前の期間及び 24 年 10 月 21 日から同年 12 月 31 日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A丸の船員保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無い。

加えて、A丸の船舶所有者であるB社は、閉鎖登記簿謄本によると昭和 49 年 10 月 1 日に解散している上、当時の役員等関係者は既に他界又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 9 日から 35 年 8 月 11 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 9 月 13 日まで

申立期間①について、私は、昭和 34 年 8 月に A 品の販売、及び薬剤の取替業務を行っていた B 社へ就職した。仕事は事務であったが、薬剤の取替業務にも従事していた。そのころ胃が弱く病院に通い、健康保険証を使った覚えがあるので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間②については、C 業を行っていた D 社において、事務と営業の仕事をしていた。この当時も胃腸が弱く、健康保険を使って病院に通っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の B 社における業務内容に関する申立人の供述と同社の同僚の回答が一致することから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「現在、当時の在籍者は当社会長の一人だけで、本人に確認したが、50 年以上前の話であるため、記憶が無いとのことであった。また、社屋を昭和 48 年に建て替えたため、それ以前の帳簿、記録等は現存しない。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、D社の商業登記簿謄本は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②当時の上司の名字しか記憶していないため、本人を特定することはできず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②当時にE市内において適用事業所として記録されている類似名称の事業所(F・Gの4社)のオンライン記録を確認したが、申立人の記録は無い。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 三重厚生年金 事案 1074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 20 日から 7 年 1 月 31 日ごろまで  
申立期間は、A社が経営していたB事業所でC係をしていたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社及びB事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本による調査で判明したA社の当時の代表取締役等に照会したところ、「会社は既に無く、当時の資料は何も残っていないが、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている一人について、オンライン記録に該当者は見当たらない上、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。